

高知県救急医療施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき高知県救急医療施設運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域住民に対する救急医療の確保充実を図るため、次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市町村が行う平日夜間小児急患センター運営事業
- (2) 市町村が行う平日夜間調剤施設運営事業
- (3) 一般社団法人高知県歯科医師会が行う歯科年末年始等在宅当番医制事業
- (4) 病院の開設者が行う小児救急医療支援事業に対し、市町村が補助する事業
- (5) 小児科病院群輪番制病院（以下「輪番病院」という。）が行う救急勤務医師に対する手当等（以下「小児救急勤務医手当等」という。）を支給する事業
- (6) 輪番病院が行う輪番日（輪番体制を実施している日をいう。以下同じ。）に小児科において小児救急トリアージ担当看護師（小児科においてトリアージ等小児救急業務に専任で携わる看護師をいう。以下同じ。）を設置する事業
- (7) 県の要請を受けた病院の開設者が行う救命救急センター運営事業

2 前項第5号については、輪番病院は、次に掲げる要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 規定等において、小児救急勤務医手当等の支給が位置付けられていること。
- (2) 給与支給明細書、医師への通知文又はこれらに類するものにより、小児救急勤務医手当等が支給されることが医師個人に示されていること。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の算定方法は、次に定めるところによるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助金の交付の申請時においては、別表第1の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額を選定する。
- (2) 前条第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事業については、前号の規定により選定された額と総事業費から診療収入額、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較してその少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) 前条第1項第3号に掲げる事業については、第1号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較してその少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 前条第1項第4号に掲げる事業については、第1号の規定により選定された額と市町村が補助した額とを比較してその少ない方の額に別表第1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金は、平日夜間小児急患センターを運営する市町村、平日夜間調剤施設運営事業を実施する市町村、歯科年末年始等在宅当番医制事業を実施する一般社団法人高知県歯科医師会、小児救急医療支援事業を実施する市町村、小児救急勤務医手当等支給事業を実施する輪番病院及び小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業を実施する輪番病院並びに救命救急センターを運営する病院（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、正副2部を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)若しくは補助事業に要する経費配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。この場合において、第2条第1項第5号及び第6号に掲げる事業における経費配分の変更とは、増額又は20パーセントを超える減額をいう。
- (2) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (3) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合は、別記第3号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。ただし、補助事業者が、全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした救急医療施設運営費等補助金調書を作成するとともに、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等県暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認

めて指示した事項

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならないものとし、平日夜間小児急患センター運営事業、平日夜間調剤施設運営事業、小児救急医療支援事業及び救命救急センター運営事業にあっては、翌年度の5月2日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

付 則

第1条 この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

第2条 この要綱は、平成31年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3号から7号、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

付 則

第1条 この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年11月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月19日から施行し、平成20年12月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
平日夜間小児急患センター運営事業	900 万円	センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 報償費（従事する医師、看護師、事務員等） 2 材料費（薬品費、診療材料費、医薬消耗備品費等） 3 経費（福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等） 4 委託料（1 から 3 までに該当するもの）	3 分の 1 以内
平日夜間調剤施設運営事業	1,200 万円	平日夜間調剤施設の運営に必要な次に掲げる経費 1 報償費（平日夜間調剤に従事する薬剤師及び事務員） 2 材料費（薬品費、調剤に付随する材料費、備品費等） 3 消耗品費、消耗備品費、光熱水費その他の経費 4 補助金（1 から 3 までに該当するもの）	3 分の 1 以内
歯科年末年始等在宅当番医制事業	報償費 1 地区あたり (1) 年末年始 30 万円 (2) 年末年始及び 5 月の大型連休 54 万円 県歯科医師会事務費 24 万円	年末年始又は年末年始及び 5 月の大型連休に診療を行う歯科在宅当番医の当番日の調整及び在宅当番医の実施事業並びに地域住民に対する救急医療知識普及啓蒙に必要な次に掲げる経費 1 報償費（協力謝金等） 2 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 3 役務費（通信運搬費、広告料等） 4 賃金 5 会場借上げ料、備品購入費その他の経費	2 分の 1 以内

<p>小児救急医療支援事業</p>	<p>次により算出された額の合計額 (1) 26,310円×診療日数 (2) 小児救急電話相談実施加算 14,838円×診療日数 診療日は、原則として診療時間が別表第3の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。</p>	<p>病院の開設者が行う休日及び夜間における小児科診療の実施に必要な次に掲げる経費に対して市町村が補助する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費（医師雇上謝金） 3 負担金（高知医療センター、高知大学医学部附属病院及び独立行政法人国立病院機構高知病院） 4 補助金（高知赤十字病院及びJ A高知病院） 	<p>3分の2以内</p>
<p>輪番制小児救急勤務医支援事業</p>	<p>輪番日に小児救急医療に従事する医師に対して1人1回当たり1万円 基準額の算出に当たっては、原則として診療時間が別表第3の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1回とする。</p>	<p>輪番病院の小児救急勤務医に対して輪番日の診療に応じて支給される手当等</p>	<p>10分の10以内</p>
<p>小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業</p>	<p>輪番日の小児救急トリアージ担当看護師設置 1日当たり13,421円 基準額の算出に当たっては、原則として診療時間が別表第3の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。</p>	<p>小児救急を実施する医療機関が輪番日に小児救急トリアージ担当看護師を設置した場合に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報酬、給料、職員手当等 2 共済費 3 賃金 4 報償費 	<p>3分の2以内</p>

<p>救命救急センター運営事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1)次により算出された額の合算額に充実段階に基づく率(充実段階Aは100パーセント、充実段階Bは90パーセント、充実段階Cは80パーセントとする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に2分の1を乗じるものとする。</p> <p>ア 30床以上の運営の場合 $171,675,000 \text{円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、30床未満21床以上の場合は、1床当たり4,677,000円×運営月数/12を減額する。</p> <p>イ 20床の運営の場合 $124,897,000 \text{円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、20床未満の運営の場合(平成19年度以前に整備されたもの又は平成19年度中に国と調整を行い平成20年度に整備されたものに限る。)は、1床当たり2,573,000円×運営月数/12を減額する。</p> <p>ウ ドクターカーの運転手を確保する場合 $4,701,000 \text{円} \times \text{運営月数} / 12$</p> <p>エ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272,000 \text{円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、充実段階がAの場合に限り算定するものとする。</p> <p>オ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272,000 \text{円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、充実段階がAの場合に限り算定するものとする。</p> <p>(2)在日外国人に係る前年度の未収金(1月1人当たり20万円を超えるものに限る。)に限って20万円を超える部分</p>	<p>救命救急センターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) 2 備品費(図書) 3 消耗品費 4 材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費) 5 光熱水料 6 燃料費 7 研究研修費 	<p>3分の2以内</p>
---------------------	--	--	---------------

(注) 充実段階とは、厚生労働省が「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」の調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階(A・B・C)に評価したものをいう。

別表第2（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3

診療日の設定

○小児救急医療支援事業、輪番制小児救急勤務医支援事業及び小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業

区分		対象時間 及び最低診療時間
休日	日中	午前8時30分から午後5時15分まで診療を行うもの（土曜日においては午前8時30分から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後5時15分まで診療を行うもの）
	夜間	午後5時15分から翌日の午前8時30分まで診療を行うもの
夜間		午後5時15分から翌日の午前8時30分まで診療を行うもの

（注）休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日及び年末年始の日（12月29日から1月3日まで）をいう。